力熊本県公報

号外 第 13 号の 2 平成 20 年 3 月 31 日 (月) (毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例			
○熊本県こども総合療育センター条例等の一部を改正する条例·····(障害者支	摇丝	※字)	2
〇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	務	課)	3
規則	1),1	IVK /	3
へ。	答Ŧ	用課)	3
〇熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則(人	事	課)	3
〇熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(J')	3
〇熊本県宿舎管理規則の一部を改正する規則("	Ś	4
〇熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	"	Ś	4
〇地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関す		,	7
ろ 担 肌	")	4
〇会計管理者の事務を代理する職員を定める規則・・・・・・(〇熊本県予算規則の一部を改正する規則・・・・・・・(財	<i>"</i>	j.	5
〇能本県予算規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	政	課)	5
訓令	-/	P/K /	2
〇熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令(人	事	課)	6
〇熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令(<i>]</i> /)	6
〇熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・(<i>"</i>)	6
〇熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令(<i>"</i>)	6
〇熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令(<i>"</i>)	7
○能木具が印用稈の一部を改正する訓会(<i>"</i>	j.	7
〇熊本県災害復興本部規程を廃止する訓令・・・・・・・・・(〇熊本県文書規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・(<i>"</i>	j.	9
〇能本県文書規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・・・・・・・・(<i>"</i>	j.	9
〇熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令(<i>"</i>)	10
〇熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令(<i>"</i>)	20
〇熊本県地方連絡協議会規程を廃止する訓令(<i>"</i>)	21
〇熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令(<i>"</i>)	21
〇熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令(")	21
〇熊本県交通事故損害賠償審査会規程の一部を改正する訓令(")	22
〇熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令(")	22
〇熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令(<i>"</i>)	22
〇熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(<i>"</i>)	23
〇熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令(<i>"</i>	j j	23
〇熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程の一部を改正する訓令(<i>"</i>)	23
〇熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令 (<i>"</i>)	23
〇熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・(<i>"</i>)	24
〇熊本県農政熊本事務所処務規程の一部を改正する訓令(<i>"</i>)	24
〇熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・・・(")	25
〇熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令·····(〇くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令·····(")	26
〇熊本県人材研修センター設置規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	")	27
○熊本県人材研修センター設置規程 (C)	")	27
〇熊本県地方税徴収特別対策室設置規程・・・・・・・・・・・(")	28
〇熊本県消費生活センター設置規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(")	28
○熊本県消費生活センター設置規程 (○熊本県農業技術支援室設置規程 (○熊本県農業技術支援室設置規程 (○庶務事務集中化等に伴う関係規程の整備に関する訓令 (○世末自治法の一部を改正する法律の推行に供う関係訓令の整備に関す	"		29
〇庶務事務集中化等に伴う関係規程の整備に関する訓令("		30
〇地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関す			
る訓令(")	32
告示		•	
○能木 旦 収 納 代 理 全 融 機 関 (日 木 郵 政 公 社 に 限 ろ) 車 姦 取 扱 更 領 の 一 部			
改正について(会	計	課)	33
改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	")	35
〇熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部改正について(")	36
登 載 依 頼			
〇熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程(企業局総務	経言	営課)	36

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県こども総合療育センター条例等の一部を改正する条例

1 熊本県こども総合療育センター条例の一部改正

診療等に係る金額の算定根拠のうち「診療報酬の算定方法(平成 18 年厚生労働省告示第 92 号)」を「診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)」に改めることとした。(別表関係)

2 熊本県保健所条例の一部改正

使用料の算定根拠を「診療報酬の算定方法(平成 18 年厚生労働省告示第 92 号)」から「診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)」に改めることとした。(第 3 条関係)

3 熊本県病院事業の設置等に関する条例

使用料の算定根拠のうち「診療報酬の算定方法(平成 18 年厚生労働省告示第 92 号)」を「診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)」に改める こととした。(第 10 条関係)

4 熊本県精神保健福祉センター条例の一部改正

使用料の算定根拠のうち「診療報酬の算定方法(平成 18 年厚生労働省告示第 92 号)」を「診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)」に改める こととした。(第 4 条関係)

- 5 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。
- 6 経過措置を設けることとした。(附則第2項から第5項まで関係)

◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 農村工業等導入地区内における県税の課税免除に係る適用期限を「平成 20 年 3 月 31 日まで」から「平成 21 年 12 月 31 日まで」に延長することとした。(第 4 条 の 3 関係)
- 2 中心市街地に係る県税の不均一課税に係る適用期限を「平成20年3月31日まで」から「平成22年3月31日まで」に延長することとした。(第4条の12関係)
- 3 この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。

条 例

熊本県こども総合療育センター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第34号

熊本県こども総合療育センター条例等の一部を改正する条例

(熊本県こども総合療育センター条例の一部改正)

第1条 熊本県こども総合療育センター条例(昭和30年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」を「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」に改める。

(熊本県保健所条例の一部改正)

第2条 熊本県保健所条例 (昭和39年熊本県条例第46号) の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「診療報酬の算定方法 (平成18年厚生労働省告示第92号)」を「診療報 酬の算定方法 (平成20年厚生労働省告示第59号)」に改める。

(熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県病院事業の設置等に関する条例 (昭和41年熊本県条例第48号) の一部を 次のように改正する。

第10条第2項中「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)を「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」に改める。

(熊本県精神保健福祉センター条例の一部改正)

第4条 熊本県精神保健福祉センター条例 (昭和46年熊本県条例第60号) の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」を「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の熊本県こども総合療育センター条例別表中診療報酬の算定方法に係る規定は、 この条例の施行の日以後に診療等を受ける者について適用し、同日前に診療等を受けた 者については、なお従前の例による。

- 改正後の熊本県保健所条例第3条第2項の使用料の額に係る規定は、この条例の施行 の日以後に保健所の施設を利用し、又は保健所において行う業務に属する診療又は検査 を依頼する者について適用し、同日前に保健所の施設を利用し、又は保健所において行 う業務に属する診療又は検査を依頼した者については、なお従前の例による。
- 改正後の熊本県病院事業の設置等に関する条例第10条第2項の使用料の額に係る規定 は、この条例の施行の日以後に診療、試験、検査等を受ける者について適用し、同日前に診療、試験、検査等を受けた者については、なお従前の例による。 改正後の熊本県精神保健福祉センター条例第4条第2項の使用料の額に係る規定は、この条例の施行の日以後に診療を受ける者及び検査を依頼する者について適用し、同日
- 前に診療を受けた者及び検査を依頼した者については、なお従前の例による。

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 谷 義 子

熊本県条例第35号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例(昭和39年熊本県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号中「平成20年3月31日」を「平成21年12月31日」に改める。 第4条12中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

規 則

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 子 谷 義

熊本県規則第29号

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

熊本県災害救助法施行細則(昭和 52 年熊本県規則第 67 号)の一部を次のように改正す

別表第1の1(2)イ中「2,326,000円」を「2,366,000円」に改め、同表の6(2)中 「500,000円」を「510,000円」に改め、同表の12(2)中「137,000円」を「137.500円」に 改める。

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 義 子 潮 谷

熊本県規則第30号

熊本県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県職員等退職手当支給条例施行規則(平成9年熊本県規則第54号)の一部を次のよ うに改正する。

第2条第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「事由により現実に職務をとることを 要しない期間」の次に「又は同法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業(熊本県職 員等の自己啓発等休業に関する条例(平成19年熊本県条例第67号)第11条第2項の規定 により読み替えて適用される条例第7条第4項に規定する場合に該当するものを除く。) により現実に職務をとることを要しない期間」を加え、同条第2号中「期間に限る。)」の 次に「又は育児短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110 号) 第10条第1項に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による勤務を含む。)を いう。) により現実に職務をとることを要しない期間」を加える。

削

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 20 年 3 月 31 日

子 熊本県知事 潮 谷 義

熊本県規則第31号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の職の設置に関する規則(昭和 31 年熊本県規則第 59 号)の一部を次のよう

に改正する。

「首席商工審議員

別表第1本庁の欄中「首席商工審議員」を 首席企業立地審議員 首席観光審議員

に、「副総室長」

首席職業能力開発審議員」

を「副総(副)室長」に改め、「政策調整監」及び「地域政策監」を削り、「廃棄物公共政

策監」を「廃棄物公共関与政策監」に、「農林水産政策監」を「農林水産政策監 消費生活政策監」に、「農林水産政策監」を「農林水産技術管理監」

に改め、同表地方出先機関の欄中「院長」、「副院長」、「環境生活審議員」及び「労政審議員」を削る。

「技師

別表第2中「技師」を 研究主任 に改める。

研究員

別表第3中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に改める。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県宿舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第32号

熊本県宿舎管理規則の一部を改正する規則

熊本県宿舎管理規則(昭和44年熊本県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、出納長」を削る。

第6条中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号から第9号までを 3号ずつ繰り上げる。

第7条第1項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附則 亚皮尔尔

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第33号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則

熊本県衛生事務に関する委任規則(平成3年熊本県規則第18号)の一部を次のように改 正する。

第1条第11号中「第7条第3項」を「第6条第3項」に改め、同条第12号ハ中「法第56条第2項又は第3項」を「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)附則第10条第2項の規定により、なお効力を有することとされた同法第2条の規定による改正前の医療法第56条第2項又は第3項」に、同号モ中「第68条において準用する民法第59条第3号」を「第46条の4第4項」に改める。

附即

この規則は、公布の日から施行する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第34号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (熊本県公有財産取扱規則の一部改正)

第1条 熊本県公有財産取扱規則(昭和39年熊本県規則第17号)の一部を次のように改正する。

「出納長」を「会計管理者」に改める。

第10条の見出し及び同条中「総轄」を「総括」に改める。

(熊本県収入証紙規則の一部改正)

第2条 熊本県収入証紙規則 (昭和39年熊本県規則第19号) の一部を次のように改正する。

本則中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記第9号様式、別記第10号様式、別記第13号様式、別記第14号様式及び別記第

15 号様式中「熊本県出納長」を「熊本県会計管理者」に改める。

(熊本県用品調達規則の一部改正)

第3条 熊本県用品調達規則(昭和39年熊本県規則第21号)の一部を次のように改正す る。

第9条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則の一部改正)

熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則(昭和39年熊本県規則第32号) の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

熊本県知事の職務代理者に関する規則

第2条中「に掲げる職にある職員」を削る。

第3条を削る。

(熊本県庁舎等管理規則の一部改正)

第5条 熊本県庁舎等管理規則(昭和42年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正す る。

別表第2中

出納長室	会計課長	5.
知事部局の部局長室及び部局次長室	各部局の筆頭の課長	~

Γ			=
	知事部局の部局長室及び部局次長室	各部局の筆頭の課長	に改める。
	会計管理者室	会計課長	CUX W O.

(熊本県庁用自動車管理規則の一部改正)

第6条 熊本県庁用自動車管理規則(昭和46年熊本県規則第56号)の一部を次のように 改正する。

第4条中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

附

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正を して使用することができる。

会計管理者の事務を代理する職員を定める規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第35号

会計管理者の事務を代理する職員を定める規則

地方自治法(昭和22年法律第67号)第170条第3項に規定する場合において会計管理 者の事務を代理する職員は、次の各号に掲げる職にある職員とし、当該各号の順に会計管 理者の事務を代理するものとする。

- (1) 出納局長
- (2) 会計課長
- (3)管理調達課長

附 削

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 31 日

子 熊本県知事 潮 谷 義

熊本県規則第36号

熊本県予算規則の一部を改正する規則

熊本県予算規則(昭和38年熊本県規則第73号)の一部を次のように改正する。

「出納長」を「会計管理者」に改める。

第 18 条第 2 項及び第 19 条第 2 項中「行なった」を「行った」に、「ただちに」を「直ち に」に改める。

第23条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該各号に掲げる事項のうち、総務部長が別に定めるものについては、総務

部長が別に指定した者に合議するものとする。 第23条第2項中「、第5号及び第6号に掲げる事項で」を「及び第4号から第7号まで に掲げる事項のうち、」に改め、同条第3項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第28条第2項及び第29条第3項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

訓令

熊本県訓令第8号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県福祉事務所処務規程(昭和 26 年熊本県訓令第 1260 号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第5号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同項第11号中「第5号から第7号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同条第3項中「阿蘇福祉事務所及び」を削る。

附則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

能本県訓令第9号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)

各地方出 先機 関 熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県東京事務所処務規程(昭和 27 年熊本県訓令第 1638 号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「企業局」の次に「、病院局」を加える。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第 10 号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県保健所処務規程 (昭和 29 年熊本県訓令第 33 号の 2) の一部を次のように改正する。

第3条総務企画課の項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

第8条第1項第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同項第12号中「第6号から第8号まで」を「第7号から第9号まで」に改め、同項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第31号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「阿蘇保健所及び」を削る。

附則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第11号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令 熊本県こども総合療育センター処務規程(昭和 30 年熊本県訓令第 1170 号)の一部を次 のように改正する。

第 6 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同条第 6 号中「関すること」の次に「(分

限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条中第 7 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第7条第1項及び第2項中「事務長」を「事務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 先 各 地 方 出

熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 谷 義子

熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令

熊本県産業技術センター処務規程(昭和31年熊本県訓令第1248号)の一部を次のよう に改正する。

第2条中「課及び」を削る。

第5条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号 中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同項第5 号とし、同項中第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 12 号中「第 7 号から第 9 号まで」を「第 6 号から第 8 号まで」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項中第 13 号から第 18 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 17 号の次に次の 1 号を加える。 (18) 1,000 万円未満の受託研究契約を締結すること。

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第13号

別表第1中

本庁各部(局)課(総室・室・センター)

地 方 出 先 機

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

義 子 熊本県知事 谷 潮

を

熊本県公印規程の一部を改正する訓令 熊本県公印規程 (昭和32年熊本県訓令甲第20号)の一部を次のように改正する。

1	熊本県印	方 45	一般文書用	本庁各課(総室・室・センター) 各種委員会 企業局
2	熊本県印	方 30	一般文書用	本庁各課 (総室・室・センター) 各種委員会 企業局
3	熊本県印	方 24	縦書文書用	本庁各課(総室・室・センター) 各種委員会 企業局
4	熊本県印	方 15	小型帳票用	本庁各課(総室・室・センター) 各種委員会 企業局

1	熊本県印	方 45	一般文書用	本庁各課(総室・室・センター) 各種委員会 企業局 病院局
2	熊本県印	方 30	一般文書用	本庁各課(総室・室・センター) 各種委員会 企業局 病院局
3	熊本県印	方 24	縦書文書用	本庁各課(総室・室・センター) 各種委員会 企業局 病院局

に、

	4	熊本県印	方 15	小型帳	票用	本庁名各種多企業局病院局	1	/ター)		
	6	熊本県知 事印	方 27	一般文	書用	本庁名 各種勢 企業局		/ター)		
	7 熊本県知 方 27 縦書文書 事印 8 熊本県知 方 15 小型帳票				書用	各種多	本庁各課(総室・室・センター) 各種委員会 企業局			
					票用	各種多	本庁各課 (総室・室・センター) 各種委員会 企業局			
	9	9 熊本県知 方 36 縦書賞状 事				本庁各課(総室・室・センター) 各種委員会 企業局				
	6	熊本県知 事印	方 27	一般文	書用	本庁名 各種多 企業局 病院局	-	/ター)		
	7	熊本県知 事印	方 27	縦書文	書用	本庁各課(総室・室・センター) 各種委員会 企業局 病院局				
	8	8 熊本県知 方 15 小型帳票用 事印			票用				に改め、	. 同表第 20 の項
	9	熊本県知 事印	方 36	縦書賞	状用	本庁名 各種型 企業局 病院局	-	/ター)		
						第 23 (の項を第 20 の項		」 第 24 の項	から第 31 の項ま
	でを 3	り 項すつ繰 熊本県会計			方		二次の2項を加え一般文書用会計事務用	出納局		会計課長
	30	熊本県出納	局長印		方	21	一般文書用	出納局		会計課長

別表第1中第32の項を第31の項とし、第33の項から第44の項までを1項ずつ繰り上

会計事務用

げ、第 45 の項を削る。 別表第 2 中 20 から 22 までを削り、23 を 20 とし、24 から 31 までを 3 ずつ繰り上げ、28 の次に次のように加える。

	29		_		3	0	
熊	本	県		熊	4	Z	県
会		計					
管	理	者		出	納	局	長
縦 2	4 村	黄 24]	縦	21	横	21

別表第2中32を31とし、33から44までを1ずつ繰り上げ、45を削る。 本庁各課(総室・ 本庁各課(総室・ 室・センター) 室・センター) 各種委員会 各種委員会 企業局 企業局 地方出先機関 病院局 本庁各課 (総室・ 地方出先機関 室・センター) 本庁各課(総室・ 別表第3中 各種委員会 室・センター) を 企業局 各種委員会 地方出先機関 企業局 本庁各課(総室・ 病院局 室・センター) 地方出先機関 各種委員会 本庁各課(総室・ 企業局 室・センター) 地方出先機関 各種委員会 企業局 病院局 地方出先機関

に改め、「熊本県出納長印」を「熊

本県会計管理者印」に改める。

Γ 4 4 県 熊 本 県 熊 本 別表第4中 を 会 計 に改める。 管 理 出 納 長 者 縦 24 横 24 縦 24 横 24 1 1

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第 14 号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 各 抽 方 出 先

熊本県災害復興本部規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

子 熊本県知事 潮 谷 義

熊本県災害復興本部規程を廃止する訓令

熊本県災害復興本部規程(昭和 32 年熊本県訓令甲第 32 号)は、廃止する。

附

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第 15 号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 先 機 関 出

熊本県文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 子

熊本県文書規程の一部を改正する訓令

熊本県文書規程 (昭和34年熊本県訓令甲第19号) の一部を次のように改正する。 第9条第1項中「出納長名、総合政策局長名又は部長名」を「総合政策局長名、部長名 又は会計管理者名」に改め、「危機管理監名」の次に「、川辺川ダム対策監名」を加える。 第18条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 部長又は局長限りで決裁するもの「部長」又は「局長」

- (4) 会計管理者限りで決裁するもの「会計管理者」
- 第 18 条第 8 号及び第 9 号を次のように改める。
- (8) 環境政策監、消費生活政策監、労働雇用政策監、農林水産政策監、農林水産技術 管理監又は営繕専門監限りで決裁するもの「監」
- (9) 副総室長、副室長又は課長補佐限りで決裁するもの「副総室長」、「副室長」又は 「課長補佐」
- 第 26 条第 7 項中「出納長、部(局)長」を「部(局)長、会計管理者」に、「副総室長」 「副総室(室)長」に改める。
- 第28条第2号中「出納長、部(局)長」を「部(局)長、会計管理者」に、「副総室長」 「副総室(室)長」に改める。

別表第1の1 本庁の項中「職員課 職員」を削り、「新幹線都市整備総室」を「新幹線都市整備課」に改め、同表の2 地方出先機関の項中「熊本県立こころの医療センター 医療セ」、「熊本県消費生活センター 消セ」及び「熊本県産業開発青年隊訓練所 産青訓」 を削る。

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第16号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

義 子 熊本県知事 潮 谷

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)の一部を次のように改正する。

本則中「副総室長」を「副総室(室)長」に改める。

第4条第6項中「、政策調整監」を削り、同条第9項中「、地域政策監」を削り、同条 第11項中「廃棄物公共関与政策監」の次に「、消費生活政策監」を加え、同条第12項中 「首席商工審議員、首席観光審議員」を「首席商工審議員、首席企業立地審議員、首席観 光審議員、首席職業能力開発審議員」に改め、同条第13項中「首席農林水産審議員」の次 に「、農林水産政策監及び農林水産技術管理監」を加える。

第5条中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項から第13項までを1項ずつ繰り 上げ、第 14 項を削り、第 15 項を第 13 項とし、第 16 項から第 23 号までを 2 項ずつ繰り上げ、第 24 項を第 22 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。
23 消費生活政策監は、上司の命を受け、消費生活に係る施策の推進及び調整に関する事務を掌理し、及び上司が命ずる特命事項を処理する。

第5条中第25項を第24項とし、第26項を第25項とし、同項の次に次の1項を加える。 26 首席企業立地審議員は、上司の命を受け、企業立地全般に関する事項を審議する。 第5条中第29項を削り、第28項を第29項とし、第27項の次に次の1項を加える。 28 首席職業能力開発審議員は、上司の命を受け、職業能力開発全般に関する事項を審

議する。

第 5 条中第 49 項を第 50 項とし、第 37 項から第 48 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 36 項 の次に次の1項を加える。

農林水産技術管理監は、上司の命を受け、農林水産技術管理に係る施策の推進及び 調整に関する事務を掌理し、及び上司が命ずる特命事項を処理する。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(部(局)次長の専決事項の代決)

第15条の2 前条第2項の規定は、部(局)次長の専決事項の代決について準用する。 第20条中「前4条の規定に準用する」を「第16条から前条までの規定を準用する」に 改める。

私学文書課 文書係 私学文書課 初等教育係 中高等係 を 別表第1総務部の項中 に、 職員課 研修係 厚生係 共済係

管財課 施設係 管財課 管理係 を 自動車係

に改め、同表土木部の項中「庶務係」を削

り、同項中「新幹線都市整備総室」を「新幹線都市整備課」に改め、同項住宅課の項中 「建設係」を「整備係」に改める。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の部(局)長専決事項の欄中第29号を第30号とし、第19号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、同表同欄第18号中「物品」を「重要備品」に改め、同号を同表同欄第19号とし、同表同欄中第11号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

11 重要な県の後援及び知事あいさつ文に関すること。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の部(局)次長専決事項の欄第3号中「解嘱」の次に「(本人からの申出に基づかない任期途中における解職の場合を除く。)」を加え、同表同欄中第20号を第21号とし、第8号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

7 県の後援及び知事あいさつ文に関すること。

別表第2の1支出負担行為以外の共通専決事項の課(総室・室・センター)長専決事項の欄第8号中「臨時労務補助員の任免」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同表同欄中第44号を第45号とし、第13号から第43号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

13 軽易な県の後援に関すること。

別表第3総務部人事課の項第1項部(局)長専決事項の欄中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- 5 臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の分限及び 懲戒に関すること。
- 6 非常勤の嘱託員、調査員、講師その他これらに準ずる者の本人からの申出に基づかない任期途中における解職 (懲戒に相当するものに限る。) に関すること。

別表第3総務部人事課の項第1項課(総室・室・センター)長専決事項の欄第5号中「延長の承認」の次に「、第5条の規定による育児休業の承認の取消し、第10条の規定による育児短時間勤務の承認、第11条の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認及び第12条の規定による育児短時間勤務の取消し」を加え、同号の次に次の2号を加える。

- 6 地方公務員法第 26 条の 3 第 1 項に規定する高齢者部分休業の承認、熊本県職員等の 高齢者部分休業に関する条例 (平成 19 年熊本県条例第 69 号) 第 5 条に規定する承認 の取消し及び休業時間の短縮並びに第 6 条に規定する休業時間の延長の承認をするこ と。
- 7 地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項に規定する自己啓発等休業の承認、同条第 5 項に規定する承認の取消し及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例(平成 19 年熊本県条例第 67 号) 第 7 条第 3 項に規定する期間の延長の承認をすること。

別表第3総務部人事課の項第2項課(総室・室・センター)長専決事項の欄中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同表同部同課の項第4項中「及び出納長」を削り、同表同部同課の項中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

人材研修センター に関すること。				
(1) 人材育成に係 る調査、企画の 立案及び調整に 関すること。				
(2) 職員の研修に 関すること。	1 職員研修の基本 計画を策定するこ と。			

別表第3総務事務センターの項第2項分掌事務の欄中「本庁の」を削り、「熊本県天草不知火海区漁業調整委員会」を「天草不知火海区漁業調整委員会」に改め、同項課(総室・室・センター)長専決事項の欄第2号中「及び単身赴任手当」を「、単身赴任手当及び特地勤務手当に準ずる手当」に改め、同号の次に次の1号を加える。

3 年末調整に係る申告書等の審査に関すること。

別表第3総務部総務事務センターの項に次の7項を加える。

3 熊本県選挙管理委		1 年末調整に係る申	
員会、熊本県人事委		告書等の審査に関す	
員会、熊本県監査委		ること。	
員、熊本県労働委員			
会、熊本県有明海区			
漁業調整委員会、天			
草不知火海区漁業調			
整委員会、熊本県内			
水面漁場管理委員会			
及び熊本県収用委員			
会の委員報酬の年末			
調整に係る申告書等			
の審査の集中処理に			
関すること。			

4 臨時第22条第2項 の規定整理 の規定を が見法に 関連を がの規定を を の規定を の規定を で の規定を で の規定を の規定を の規定を の規定を の規定を のので のので のので のので のので のので のので のの			1 賃金及び報酬の支 払に関すること。 2 賃金及び報酬に係 る年末調整並びに源 泉徴収票の発行に関 すること。 3 社会保険資格の得 喪等の支払に関すること。 4 雇用保険資格の得 喪等払及び保険料 の支払及関すること。 5 を雇用保険資格の 発行に関すること。	
及び熊本県労働委員 会事務局に任用され たものを含む。)の報 酬の集中処理に関す ること。 5 臨時職員(地方公			1 社会保険資格の得	
務員の育児休業等に 関する法律第6条第 1項第2号の規定 基づき任用された市内 所在公署に勤務いい、 熊本県選挙官事務局 会、熊本県、熊本県 会事務局、熊本県び事務 局に任用されたもの を含む。)の賃金の集 中処理に関すること。			喪等の手続及び保険 料の支払に関すること。 2 雇用保険資格の得 喪等の手続、保険料 の支払及び離職票の 発行に関すること。	
6 地方公務員法第28 条の4第1項の規定 に基づき任用された 再任用職員 (ただし、 熊本市内所在公署に 勤務する者に限る。) の雇用保険の集中処 理に関すること。			1 雇用保険資格の得 喪等の手続、保険料 の支払及び離職票の 発行に関すること。	
7 職員の福利厚生に関すること。	1 厚生施設を設置すること。	1 職員の厚生及び 保健体育事業を企 画すること。 2 厚生施設を管理 運営すること。	1 職員の厚生及び保 健体育事業を実施す ること。	
8 職員の児童手当に関すること。			1 児童手当法(昭和 46年法律第73号)第 7条第1項、第8条、 第14条及び第17条 の規定に基づく児童 手当の認定及び支給 並びに不正利得の徴 収をすること。 2 同法第26条第2項 の規定に基づく届出 等を処理すること。	

			3 同法第29条の規 定に基づく報告をす ること。	
	9 職員の共済事業及 び恩給に関すること。	1 恩給を裁定し、 支給すること。		

別表第3総務部私学文書課の項第4項分掌事務の欄中「法制室」を「法制・公益法人室」に改め、同項同欄中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 公益法人制度 に係る事務の総 括に関すること。			
(6) 公益認定等審議会に関すること。			

別表第3総務部職員課の項を削り、同表同部財政課の項中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 財政改 ること。	革室に関す			
る企	†政改革に係 :画、調整及 :進に関する 。			

別表第3総務部管財課の項第1項分掌事務の欄中「総轄」を「総括」に改め、同表同部同課の項第5項分掌事務の欄中「庁中取締り」を「県庁舎の保全及び秩序の維持」に改め、同表同部同課の項中第9項を削り、第10項を第9項とする。

別表第3総務部税務課の項第1項知事決裁事項の欄中「課税免除をすること(」の次に「部 (局)長専決事項に該当するもの並びに」を加え、同項部(局)長専決事項の欄中第4号 を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項同欄に第1号として次の 1号を加える。

1 熊本県税条例第25条の規定に基づく県税の課税免除(収益事業を行わない特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に特定する特定非営利活動法人に係る法人の県民税均等割に関するものに限る。)をすること。

別表第3総務部税務課の項中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 地方税徵収特別対			
策室に関すること。			
(1) 熊本県税条例			П
第31条の2第2			
項に規定する事			
務のうち、市町			
村に対する援助			
に関する事務			
(総務部税務課			
で所掌する当該			
援助に係る企画			
及び調整に関す			
る事務を除く。)			
に関すること。			
(2) 熊本県税条例			
第31条の2第2			
項に規定する事			
務のうち、課税			
地を管轄する地			
域振興局長又は			
熊本県税事務所			
長が行う市町村			
に対する援助へ			
の支援に関する			
事務に関するこ			
٤.			

別表第3総務部市町村総室の項第3項知事決裁事項の欄中第3号を削り、同表地域振興部地域政策課の項第8項事務分掌の欄中「国土利用計画地方審議会」を「国土利用計画審議会」に改め、同表健康福祉部社会福祉課の項第5項課(総室・室・センター)長専決事項の欄第1号の次に次の1号を加える。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律(平成6年 法律第30号)第14条の規定による支援給付の実施決定等に関すること。

別表第3健康福祉部少子化対策課の項第3項第4号部(局)長専決事項の欄中「1 児童手当支給事務に関する市町村の指導及び監督をすること。」を「1 児童手当に係る不服

申立ての受理及び裁決に関すること。」に改め、同号課(総室・室・センター)長専決事項欄に次の1号を加える。

1 児童手当支給事務に関する市町村の指導及び監督をすること。

別表第3健康福祉部障害者支援総室の項第16項を次のように改める。

	16 病院局との連絡に			
	関すること。			

別表第3健康福祉部医療政策総室の項第9項事務分掌の欄中「国保・老人医療室」を 「国保・高齢者医療室」に改め、同項第2号を次のように改める。

	(2) 高齢者の医療	1 同法第61条の			
	の確保に関する	規定により医師等			
	法律(昭和 57 年	に対し診療録の提			
	法律第80号)の	示を命ずる等の措			
	施行に関するこ	置をすること。			
	と(後期高齢者	2 同法第66条の			
	医療制度に係る	規定により保険医			
	ものに限る。)。	療機関等及び保険			
		医等を指導するこ			
		٤.			
		3 同法第72条の			
		規定により開設者			
		であった者等に対			
		し報告等を命じ、			
		又は保険医療機関			
		等の開設者若しく			
		は管理者、保険医			
		等その他の従業者			
		等に対し出頭を求			
		める等の措置をす			
		ること。			
_		7 医療政策災党の頂笠の頂に	L A 1 1 2 4 1 2	7	

別表第3健康福祉部医療政策総室の項第9項に次の1号を加える。

	(4) 後期高齢者医			
	療審査会に関す			
	ること。			

別表第3健康福祉部健康づくり推進課の項第10項事務分掌の欄中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「老人医療制度」を「後期高齢者医療制度」に改め、同表同部薬務衛生課の項第1項部(局)長専決事項の欄中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

6 同法第36条の4第1項の規定により登録販売者の試験を実施すること。

別表第3健康福祉部薬務衛生課の項第1項課(総室・室・センター)長専決事項の欄中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

11 同法第36条の4第2項の規定により販売従事者の登録を行うこと。

別表第3環境生活部環境政策課の項中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とし、 第6項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 エネルギー対策の企画、調整及び推進に関すること。

別表第3環境生活部環境政策課の項中第8項を第5項とし、同表同部同課の項第9項第5号を次のように改め、同項を同表同部同課の項第6項とする。

	(5) 国等による環	1 同法第10条第1			
	境物品等の調達	項の規定により環			
	の推進等に関す	境物品等の調達の			
	る法律 (平成 12	推進を図るための			
	年法律第100号)	方針を作成し、公			
	に関すること。	表すること。			
- 1				I I	

別表第3環境生活部環境政策課の項中第10項を第7項とする。

別表第3環境生活部環境保全課の項中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第11項までを1項ずつ繰り上げ、第10項に次の3項を加える。

11 環境影響評価法 (平成9年法律第81 号)の施行に関する こと。	1 同法第4条第2 項(同法第39条第 2項で読み替えて 適用する場合を含 む。)の規定による 第2種事業の判定 に係る知事の意見	1 同法第17条第3項 の規定による説明会 についての事業者へ の意見に関すること。 2 同法施行令(平成 9年政令第346号)第 7条及び第8条の規	
	に係る知事の意見 に関すること。 2 同法第10条第1 項(同法第40条第	7条及び第8条の規 定による意見提出期 間の決定及び通知に 関すること。	

1 /-/4 = 0 1	3 / 1 21 H / 1 · E	7///	71- 21		371 713 13	J -> _	
			2項で読み替えて				
			適用する場合を含				
			む。) の規定による				
			方法書についての				
			知事の意見に関す				
			ること。				
			3 同法第20条第1				
			項 (同法第 40 条第				
			2項で読み替えて				
			適用する場合及び				
			第48条第2項で読				
			み替えて準用する				
			場合を含む。) の規				
			定による準備書に				
			ついての知事の意				
			見に関すること。				
11	2 熊本県環境影響評	1 同条例第48条	1 同条例第4条の		1 同条例第4条第4		
14							
	価条例(平成 12 年熊	の規定による市町	規定による技術指		項の規定による技術		
	本県条例第61号)の	村条例の指定に関	針の制定又は変更		指針の制定又は変更		
	施行に関すること。	すること。	に関すること。		についての熊本県環		
			2 同条例第10条		境影響評価審査会の		
			第1項(同条例第		意見聴取に関するこ		
			37条で読み替え		と。		
			て適用する場合を		2 同条例第10条第3		
			含む。) の規定によ		項 (同条例第 37 条で		
			る方法書について		読み替えて適用し、		
			の知事の意見に関		第42条第1項で読み		
			すること。		替えて準用する場合		
			3 同条例第19条		を含む。) の規定によ		
			第1項(同条例第		る方法書について熊		
			37条で読み替え		本県環境影響評価審		
			て適用し、第40条		査会の意見聴取に関		
			第2項及び第42条		すること。		
			第2項で読み替え		3 同条例第16条第3		
			男 2 頃 じ就の省ん		3 内宋例第10 宋第3		
			て準用する場合を		項 (同条例第 37 条で		
			含む。)の規定によ		読み替えて適用し、		
			る公聴会の開催に		第40条第2項で読み		
			関すること。		替えて準用する場合		
					督ん (平用 9 る場合		
			4 熊本県環境影響		を含む。) の規定によ		
			亚		ス説明今についての		
			評価条例施行規則		る説明会についての		
			(平成12年熊本		事業者への意見に関		
			県規則第 56 号) 第		すること。		
			26条の規定によ		4 同条例第20条第3		
			るい肺へた主要す		項(同条例第37条で		
			る公聴会を主宰す				
			る県の職員の指名		読み替えて適用し、		
			に関すること。		第40条第2項及び第		
			5 熊本県環境影響		42条第2項で読み替		
			評価条例第20条		えて準用する場合を		
			(同条例第37条		含む。) の規定による		
			で読み替えて適用		準備書についての熊		
			し、第40条第2項		本県環境影響評価審		
			で読み替えて準用		査会の意見聴取に関		
			する場合を含む。)		すること。		
			の規定による準備		5 同条例第34条(同		
			書についての知事		条例第40条第2項及		
			の意見に関するこ		び第42条第1項で読		
			٤.		み替えて準用する場		
			6 同条例第24条第		合を含む。) の規定に		
			1項(同条例第37		よる事後調査報告書		
			条で読み替えて適		の公告縦覧に関する		
			用し、第40条第2		こと。		
			項で読み替えて準		6 同条例第36条の		
			用する場合を含		規定による中止申出		
			む。) の規定による		書写しの管轄市町村		
			評価書の内容につ		長への送付に関する		
			いての措置要請に		こと。		
			関すること。		7 熊本県環境影響評		
			7 同条例第29条		価条例施行規則第11		
			(同条例第37条		条の規定による方法		
			で読み替えて適用		書についての知事の		
			する場合を含む。)		意見提出期間の決定		
			の規定による環境		及び通知に関するこ		
			影響評価その他の		と。		
I ' ' '	I			1	ı	ı	1
1							

		手続の再実施の要		8 同規則第31条の	
		請に関すること。		規定による準備書に	
		8 同条例第31条		ついての知事の意見	
		(同条例第37条		提出期間の決定及び	
		で読み替えて適用		通知に関すること。	
		する場合を含む。)			
		の規定による知事			
		以外の免許等の権			
		限を有する者への			
		環境保全に関する			
		配慮要請に関する			
		こと。			
		9 同条例第35条			
		第1項(同条例第			
		40条第2項及び第			
		42条第1項で読み			
		替えて準用する場			
		合を含む。) の規定			
		による事後調査報			
		告書に係る環境保			
		全上の措置の実施			
		要請に関すること。			
		10 同条例第45条			
		第1項の規定によ			
		る勧告に関するこ			
		と。			
		11 同条例第47条			
		の規定による隣接			
		県知事との協議に			
		関すること。			
	13 公共事業等に係る				
	環境配慮の推進に関				
	すること。				
加主	第 2 晋 倍 生 迁 剪	食の安全・消費生活課の項	第 4 頃を次の上	うにみめる	

		人 人 人 工 一 川	英工品版 5 次			
	消費生活センター					
	に関すること。					
	(1) 消費生活に関					
	する施策の企画、					
	調整及び推進に					
	関すること。					
	(2) 消費者教育及					
	び啓発に関する					
	こと。					
	(3) 消費生活協同	1 消費生活協同組	1 同法第12条第4		1 同法第64条第2項	
	組合に関するこ	合法 (昭和 23 年法	項の規定により許		に規定する届出に関	
	٤.	律第 200 号) 第 58	可すること。		すること。	
			2 同法第40条第4		, , , , , , ,	
		合の設立を認可す	項、第5項及び第			
		ること。	6項の規定により			
		2 同法第62条第2	認可すること。			
		項の規定により組	3 同法第93条及			
		合の解散を認可す	び第93条の2の規			
		ること。	定による報告の徴			
		3 同法第69条の	収に関すること。			
		規定により組合の	4 同法第94条の			
		合併を認可するこ	規定による業務又			
		と。	は会計の検査に関			
		4 同法第 95 条第 3	すること。			
		項の規定により解	5 同法第95条第1			
		散命令をすること。	項及び第2項の規			
		5 同法第96条の	定により命令する			
		規定により議決又	こと。			
		は選挙若しくは当	6 同法第94条の2			
		選を取り消すこと。	第5項の規定によ			
			り命令し、又は認			
			可を取り消すこと。			
			7 同法第95条の2			
			第2項の規定によ			
			り許可すること。			
	(4) 家庭用品品質		1 同法第4条第1		1 同法第10条第1項	
	表示法(昭和 37		項の規定により表		の規定による申出を	
	年法律第104		示事項を表示し、		受理すること。	
1 1 1	1	l l		ļ	I	1 1

	/1.臣 ※	T' /N	<u> </u>	*** *** ***
号)の施すること		又は遵守事項を遵 守すべき旨を指示 すること。		2 同法第10条第2項 の規定により調査を 実施すること。 3 同法第19条第1項 の規定により報告の 徴収又は立入検査を すること。
(5) 不当景 び不当表 止に関す	示の防	1 不当景品類及び 不当景示防止法 (昭和37年法律 第134号)第9条 の2の規定にとと。 2 同法第9条の3 の規定によりの正 取引委員会へひ正 取引委員会へること。 3 同項の規定とより報告ですると。 3 によりの4 第1項の規定以より報告の後をすること。		
(6) 割賦! (昭和: 律第159 施行に関 と。	66年法号)の			1 同法第40条第1項 又は第2項に定める 報告の徴収に関する こと。 2 同法第41条第1項 の規定により立入検 査をすること。
(7) 消費生 品安全社 48年法 号)の施 すること	:(昭和 津第31 行に関	1 同法第42条第1 項の規定により特 定製品の提出を命 ずること。		1 同法第40条第1項 の規定により報告の 徴収をすること。 2 同法第41条第1項 の規定により立入検 査をすること。
(8) 特定商 関する社 和 51 年 57 号) の 関するこ	注 (昭)定により業務の停法 律 第止を命ずること又施行にはその旨を公表す	38 条又は第46 条 の規定により指示 すること。 2 同法第66 条第1 項の規定により報 告の徴収又は立入		
(9) ゴルフ 係る会員 適正化に 法律(平 法律第5 施行に関	契約の規定により業務の関する停止を命ずること成4年又はその旨を公表3号)のすること。	1 同法第10条の 規定による指示を すること。 2 同法第17条第1 項の規定により報 告の徴収又は立入 検査をすること。		
(10) 熊本県 活条例(年熊本県 51号)の 関するこ	昭和 52 第1項又は第2項 条例第 の規定による公表 施行に をすること。	1 同条例第9条第 1項の規定 1項の規定 1項の関係 2 同項の関係 2 同項の関係 3 同項の関係 3 同項の関係 3 同項の 3 同様 6 第 17条 6 の規定 7 の規定 8 の規定 8 の規定 8 の規定 8 の規定 8 の規定 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で 8 で		1 同条例第8条又は 第19条第2項の規定 により調査をすること。 2 同条例第16条第2 項の規定による届出 を受理すること。 3 同条例第28条第1 項の規定による調査 又はあっせんに関す ること。 4 同条例第28条第2 項に規定する資料の 提出又は説明に関す ること。

法 (昭和23年法 律第165号)第12 条第2項各号に 掲げる事務に関 すること。

(2) 普及指導員の 研修の実施に関

1				3 項、第 25 条又は		5 同条第28条第3項		
				第26条の規定に		の規定による熊本県		
				よる勧告をするこ		消費者苦情処理委員		
				٤.		会の調停に関するこ		
				5 同条例第24条		ک. م ا		
				第1項の規定によ る指定をし、又は		6 同条例第33条第1 項の規定により資料		
				同条第2項の規定		の提出若しくは説明		
				による指定の解除		を求め、又は立入調		
				をすること。		査等をすること。		
		(11) 国民生活安定	1 同法第6条第3			1 同法第6条第2項		
		緊急措置法(昭	項又は第7条第2			又は第7条第1項の		
		和 48 年 法 律 第	項の規定により指			規定により価格表示		
		121号)の施行	示に従わなかった			を指示すること。		
		に関すること。	者を公表すること。			2 同法第30条第1項		
						の規定により業務等 の状況を報告させる		
						こと。		
		(12) 生活関連物資		1 同法第4条第1		1 同法第3条の規定		
		の買占め及び売		項又は第2項の規		により調査を実施す		
		惜しみに対する		定により売渡しの		ること。		
		緊急措置に関す		指示又は命令をす		2 同法第5条第1項		
		る法律(昭和48		ること。		の規定による業務報		
		年法律第 48 号)				告をさせること。		
		の施行に関する こと。						
		(13) 生活物資の						
		あっせんその他						
		生活物資の価格、受給等の安定に						
		関すること。						
		(14) 消費生活に係						
		る相談及び消費						
		者苦情の処理に						
		関すること。						
		(15) 前号に係る不						
		当な取引行為の						
		適正化に関する						
		こと。						
		(16) 消費生活に係る商品の試験、						
		検査等に関する						
		こと。						
	見 重	長第3環境生活音	『食の宏会・浴	弗止汗細の頂	山笠を頂かた笠	17 頂までな削;	Z	
	別ま	5 第 3 商 工 観 光 労	はの女生が	製工品味の現 総室の項第7]	百分堂事務の欄	中「中小企業従う	ン。 紫 者 住 年	包工
を		小企業従業員住						
	る。							
		1 農業技術の改善普		1 協同農業普及事		1 普及機材を配置す		
		及に関すること。		業の実施に関する		ること。		
				方針を策定するこ				
				٤.				
				2 普及指導員の研 修の企画及び調整				
				修の企画及び調整 に関すること。				
				3 農業気象に係る				
				調整に関すること。				
				4 普及指導協力委				
				員に関すること。				
_	別表	長第3農林水産音	『農業技術課の	項に次の1項	を加える。			
		9 農業技術支援室に 関すること。						
		(1) 農業改良助長						\dashv

能

すること。			
(3) 研究開発され			
た新技術の確立			
及び農業者等へ			
の技術移転に関			
すること。			
(4) 農業災害及び			
病害虫発生時に			
おける被害軽減			
のための技術対			
策に関すること。			

別表第3農林水産部森林整備課の項第4項分掌事務の欄中「森林整備事業計画」を「森 林整備保全事業計画」に改め、同表同部同課の項第9項課(総室・室・センター)長専決 事項の欄に次の1号を加える。 1 伐採跡地検査に関すること。

別表第3農林水産部森林整備課の項第13項を削り、同表同部林業振興課の項第7項第3 号分掌事務欄の欄中「、育成及び登録」を「及び育成」に改め、同表土木部監理課の項第 1項分掌事務欄の欄中「(総室・室)」を「(室)」に改め、同表同部同課の項中第7項を次 のように改める。

	7 土木事務所及び産		1 産業開発青年隊に	
İ	業開発青年隊に関す		関すること。	
İ	ること。			

別表第3土木部用地対策課の項中第6項を削り、第7項を第6項とし、同表同部都市計 画課の項中第7項第2号を削り、同表同部新幹線都市整備総室の項中「新幹線都市整備総 室」を「新幹線都市整備課」に改め、同表同部建築課の項第7項第1号部(局)長専決事 項の欄中第14号を次のように改める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条第3項の規 定に基づき、公表をすること。

別表第3土木部建築課の項第7項第1号部(局)長専決事項の欄中第15号及び第16号 を削り、同項同欄第 17 号中「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号) 第8条」を「同法第11条」に改め、同号を同項同欄第15号とし、同項同欄第18号中 「第9条」を「第12条」に改め、同号を同項同欄第16号とし、同号課(総室・室・センター)長専決事項の欄第1号中「第一種住宅専用地域内」を「第一種低層住居専用地域内 又は第二種低層住宅専用地域内」に改め、同表同部同課の項第7項第7号部(局)長専決事項の欄第1号中「第15条の2第3項」を「第75条第3項」に改め、同表同部同課の項 中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第7項とし、同項の次に次の1項 を加える。

	. task ta mbata ta		
8 建築に関すること	1 高齢者、障害者		
(建築物安全推進室	等の移動等の円滑		
に関することを除	化の促進に関する		
<.).	法律(平成 18 年法		
	律 第 91 号)第 15		
	条の規定に基づき、		
	基準適合命令又は		
	措置要請をするこ		
	と。		
	2 同法第21条の		
	規定に基づき、改		
	善命令をすること。		
	3 同法第22条の		
	規定に基づき、計		
	画の認定を取り消		
	すこと。		
	すこと。		

別表第3土木部建築課の項中第5項の次に次の1項を加える。

	6 不動産特定共同事	1 不動産特定共同	1 同法第10条の規
	業に関すること。	事業法(平成6年	定に基づく不動産特
		法律第77号)第3	定共同事業の変更の
		条第1項の規定に	届出を受理すること。
		基づく不動産特定	2 同法第39条の規
		共同事業の許可に	定に基づき、指導、
		関すること。	助言及び勧告をする
		2 同法第36条の	こと。
		規定に基づき、許 一 規定に基づき、許 一 可を取り消すこと。	3 同法第40条第1項
		3 同法第34条及	の規定に基づく報告
		び第35条の規定	及び立入検査に関す
		に基づき、指示及	ること。
		び業務の停止を命	
		ずること。	
1			

4 同法第37条の 規定に基づき、業 務管理者の解任を 命ずること。

別表第3土木部住宅課の項第2項知事決裁事項の欄第2号中「契約不履行者に対する」 を削り、同表同部同課の項第3項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」 に改める。

別表第4土木部建築課の項係長専決事項の欄中「申請書」を「申請」に、「、宅地建物取引業者名簿等及び開発登録簿の」を「及び宅地建物取引業者名簿等並びに開発登録簿の写しの交付及び」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第3総務部総務事務センターの項第4項から第6項までの改正規定は、平成20年7月1日から施行する。
 - (熊本県産業開発青年隊訓練所処務規程等の廃止)
 - 次に掲げる訓令は、廃止する。
 - (1) 熊本県産業開発青年隊訓練所処務規程(昭和40年熊本県訓令甲第18号)
 - (2) 熊本県消費生活センター処務規程(昭和46年熊本県訓令第8号)
 - (3) 熊本県立こころの医療センター処務規程(昭和50年熊本県訓令第45号)
 - (4) 熊本県全国育樹祭室設置規程(平成18年熊本県訓令第38号)

(熊本県県産材利用推進室設置規程の一部改正)

3 熊本県県産材利用推進室設置規程(昭和 63 年熊本県訓令第 19 号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第3号中「、育成及び登録」を「及び育成」に改める。

(熊本県法制室設置規程の一部改正)

4 熊本県法制室設置規程 (平成 13 年熊本県訓令第 30 号) の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

熊本県法制・公益法人室設置規程

- 第1条中「施策」を「施策等」に、「法制室」を「法制・公益法人室」に改める。
- 第2条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。
- (5) 公益法人制度に係る事務の総括に関すること。
- (6) 公益認定等審議会に関すること。

(熊本県景観公園室設置規程の一部改正)

5 熊本県景観公園室設置規程 (平成13年熊本県訓令第37号) の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 室の分掌事務は、景観行政、環境緑化及び公園に係る施策の企画、調整及び推 進に関することとする。

(熊本県国保・老人医療室設置規程の一部改正)

6 熊本県国保・老人医療室設置規程 (平成 18 年熊本県訓令第 30 号) の一部を次のよう に改正する。

題名を次のように改める。

熊本県国保・高齢者医療室設置規程

第1条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「国保・老人医療室」を「国保・高齢者医療室」に改める。

第2条第2号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「老人医療制度」を「後期高齢者医療制度」に改め、同条に次の1号を加える。

(4)後期高齢者医療審査会に関すること。

(熊本県生活習慣病対策室設置規程の一部改正)

7 熊本県生活習慣病対策室設置規程(平成 19 年熊本県訓令第 29 号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第3号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「老人医療制度」を「後期高齢者医療制度」に改める。

熊本県訓令第 17 号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 各 地 方 出 先 機 関

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県出納局処務規程(昭和 36 年熊本県訓令甲第 30 号)の一部を次のように改正する。 本則中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第1知事決裁事項の欄第3号及び第4号中「出納長、副出納長」を「会計管理者」に改め、同欄第9号中「出納長」を「会計管理者」に改め、同表出納局長専決事項の欄中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号及び第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、同欄第13号中「物品

の寄附」を「重要備品の寄附」に改め、同号を同欄第 10 号とし、同欄中第 14 号から第 19 号までを 3 号ずつ繰り上げ、同欄第 20 号中「修繕」の次に「並びに光熱水費及び複写機使用料を除く一般需用費」を加え、同号を同欄第 17 号とし、同欄中第 21 号を第 18 号とし、第 22 号を第 19 号とし、同欄第 23 号中「前 6 号」を「第 14 号から前号まで」に改め、同号を同欄第 20 号とし、同欄中第 24 号を第 21 号とし、同表課長専決事項の欄第 6 号中「任免に関すること」の次に「(分限及び懲戒に関することを除く。)」を加え、同欄中第 35 号を第 36 号とし、第 34 号を第 35 号とし、第 33 号をし、同欄第 31 号中「前 5 号」を「第 28 号から前号まで」に改め、同号を同欄第 33 号とし、同欄第 31 号中「修繕」の次に「並びに光熱水費及び複写機使用料を除く一般需用費」を加え、同号を同欄第 32 号とし、同欄中第 30 号を第 31 号とし、第 29 号を第 30 号とし、同欄第 28 号中「複写器」を「複写機」に改め、同号を同欄第 29 号とし、同欄中第 13 号から第 27 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同欄第 12 号中「軽易な」を削り、同号を同欄第 13 号とし、同欄中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、同欄第 9 号中「副申を要しない」を削り、同号を同欄第 10 号とし、同欄第 8 号中「軽易な」を削り、同号を同欄第 9 号とし、同欄第 7 号の次に次の 1 号を加える。

8 軽易な告示及び公告に関すること。

別表第2会計課の項第11項分掌事務の欄中「出納長室」を「会計管理者室」に改め、同表管理調達課の項第2項出納局長専決事項の欄第1号中「寄附」を「重要備品の寄附」に改め、同課の項第3項出納局長専決事項の欄第1号及び同項課長専決事項の欄第1号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第3、別表第4及び別表第5中「出納長決裁事項」を「会計管理者決裁事項」に改める。

附則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正を して使用することができる。

熊本県訓令第 18 号 熊本県教育委員会訓令第 7 号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 教 育 庁 各 地 方 出 先 機 関

各 地 方 出 先 機 『 熊本県地方連絡協議会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

熊本県地方連絡協議会規程を廃止する訓令

熊本県地方連絡協議会規程(昭和37年熊本県訓令甲第14号、教育委員会訓令第1号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第 19 号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令

熊本県職員被服類貸与規程(昭和38年熊本県訓令甲第2号)の一部を次のように改正する

別表調理士及び用務員(炊事業務に従事する者)の部作業靴(こころの医療センターに 勤務する者に限る。)の項を削り、同表技術短期大学校に勤務する職業訓練指導員の部中 「機械制御技術科」の次に「の担当」を、「情報映像技術科」の次に「の担当」を加える。 附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第20号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 各 地 方 出 先 機 関

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県八代児童相談所処務規程(昭和 45 年熊本県訓令第 4 号の 4)の一部を次のように

改正する。

- 第3条第6号及び第7号を次のように改める。
 - (6) 指定知的障害児施設等の入所等に関すること。
 - (7)要保護児童の措置に関すること。
- 第3条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。 (8)児童虐待に関する相談、調査及び指導に関すること。
- 第4条中第4号を次のように改める。
- (4) あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補 助員及び臨時労務補助員の任免に関すること (分限及び懲戒による場合を除く。)。
- この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第21号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 先 地 方 出

熊本県交通事故損害賠償審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

子 熊本県知事 谷 義

熊本県交通事故損害賠償審査会規程の一部を改正する訓令

熊本県交通事故損害賠償審査会規程(昭和47年熊本県訓令第116号)の一部を次のよう に改正する。

第3条第4項中「総務部次長、副出納長」を「会計管理者、総務部次長」に、「交通安 全・青少年課長」を「交通・くらし安全課長」に改める。

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第22号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 先 機 各 地 方 関 出

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 子 谷 義

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県食肉衛生検査所処務規程(昭和48年熊本県訓令第10号)の一部を次のように改 正する。

第2条第3項中「地方公務員の育児休業等に関する法律)」を「地方公務員の育児休業 等に関する法律」に改め、「平成3年法律第110号」の次に「。以下この項において「法」 という。)」を加え、「育児休業の承認を受けている職員」の次に「、法第10条第1項及び 第 11 条第 1 項の規定により育児短時間勤務の承認を受けている職員」を加える。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第5号とし、同 条中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」 を「第 6 号から第 8 号まで」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条中第 13 号から第 20 号 までを1号ずつ繰り上げる。

附 削

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第23号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)

各 地 方 先 機 関 出

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮谷

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県福祉総合相談所処務規程(平成元年熊本県訓令第22号)の一部を次のように改正 する。

第2条第2項中「児童第一係、児童第二係及び児童第三係」を「施設・地域支援係、児 童相談第一係及び児童相談第二係」に改める。

第5条児童相談課の項第2号及び第3号を次のように改める。

- 2) 指定知的障害児施設等の入所等に関すること。
- (3)要保護児童の措置に関すること。

第5条児童相談課の項に次の1号を加える。

(4) 児童虐待に関する相談、調査及び指導に関すること。

第6条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「関 すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第6号とし、同 条中第8号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第24号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

熊本県職員安全衛生管理規程(平成2年熊本県訓令第2号)の一部を次のように改正する。 第13条第2項第2号中「こころの医療センター及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第25号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令

熊本県立技術短期大学校処務規程(平成9年熊本県訓令第37号)の一部を次のように改 正する。

第2条第1項中「事務局」の次に「及び指導部」を加える。

第3条第3項を次のように改める。

3 指導部に、部長を置く。

第4条第3項を次のように改める。

3 部長は、上司の命を受け、指導部に関する事務を掌理する。

第6条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同項第5号とし、同項中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同項第18号中「第13号」を「第12号」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第19号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則 この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第26号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)

各 地 方 出 先 機 関

熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程の一部を改正する訓令 熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程(平成9年熊本県訓令第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び調査係」を削る。

第3条第1項中「各係」を「建設係」に改める。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、同条第25号中「第18号」を「第17号」に改め、同号を同条第24号とし、同条中第26号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、同条第29号中「第18号」を「第17号」に改め、同号を同条第28号とし、同条中第30号を第29号とし、第31号を第30号とする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第27号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 各 地 方 出 先 機 関

熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定め る。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事

熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所処務規程(平成 10 年熊本県訓令第 21 号)の一部 を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。 第5条用地第一課の項第1号中「用地第三課」を「用地第二課」に改め、同条用地第二 課の項を削り、同条用地第三課の項第3号中「が困難なもの」を削り、同項を同条用地第 二課の項とする。

第6条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号 中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同項第5 号とし、同項中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項第12号中「第7号から 第11号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第13 号を第 12 号とし、第 14 号を第 13 号とし、同項第 15 号中「前条用地調整課の項第 6 号に 定める事務」を「用地の取得及び地上物件等の補償に関する事務」に改め、同号を同項第 14号とし、同項中第16号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、同項第25号中「前条用 地調整課の項第6号に定める事務」を「用地の取得及び地上物件等の補償に関する事務」 に改め、同号を同項第24号とし、同項中第26号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、同 項第 29 号中「第 21 号」を「第 20 号」に改め、同号を同項第 28 号とし、同項中第 30 号から第 32 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 33 号中「第 22 号」を「第 21 号」とし、同号を同項第 32 号とし、同項中第 34 号を第 33 号とし、第 35 号を第 34 号とする。

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第28号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)

地 方 出 先 機 関

熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮谷 義 子

熊本県熊本県税事務所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県熊本県税事務所処務規程(平成12年熊本県訓令第34号)の一部を次のように改 正する。

第3条に次の1項を加える。

収税第一課に、課長補佐を置くことができる。

第4条第6項中「主幹」を「課長補佐及び主幹」に改め、第6条第1項中第3号を削り、 第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「関すること」の次に「(分限 及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同項第5号とし、同項中第7号から第11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 12 号中「第 7 号から第 9 号まで」を「第 6 号から第 8 号まで」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第13号から第28号までを1号ずつ繰り

附

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第29号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)

先 各 地方 関 出

熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮谷義 子

熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県熊本農政事務所処務規程(平成 12 年熊本県訓令第 35 号)の一部を次のように改 正する。

第2条第4項を削る。

第3条に次の1項を加える。

農地整備課に、主幹を置くことができる。

第6条第1項総務課に属する事項の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項同事項の項第4号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同 号を同項同事項の項第3号とし、同項同事項の項中第5号から第7号までを1号ずつ繰り上 げる。

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第30号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 各 地 方 出 先

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県地域振興局処務規程(平成 12 年熊本県訓令第 37 号)の一部を次のように改正す る。

第3条に次の3項を加える。

- 税務課に、課長補佐を置くことができる。 農地整備課に、主幹を置くことができる。 11
- 12
- 漁港課に、主幹を置くことができる。

第6条第1項農林(水産)部林務課(球磨地域振興局を除く。)の項中第19号から第25 号までを削り、同項農林部林務課(球磨地域振興局に限る。)の項中第3号から第6号ま でを削り、同項土木部企画調査(景観)課(宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域 振興局及び上益城地域振興局を除く。)」の項中第11号を次のように改める。

(11) 景観法 (平成 16 年法律第 110 号) 及び熊本県景観条例 (昭和 62 年熊本県条例第 7号)の施行並びに屋外広告物条例施行規則別表第6の1共通基準(5)及び(6) の審査及び指導に関すること。

第7条第1項土木部企画調査課(宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及 び上益城地域振興局を除く。)、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に属する事項の項第2号ア中「第6条の2第4項」を「第6条の2第11項」に、「規定確認検査機関」 を「指定確認検査機関」に改め、同号エ中「一定の複数建築物に対する制限の特例に関する認定」を「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定」に改め、同条第2項 各課共通に属する事項の項第34号中「第25号及び第26号に定める委託」を「第26号、 第27号及び各課に属する事項に定める委託」に改め、同項総務部総務振興課に属する事項 の項第1号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同項 同事項の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第10号までを2 号ずつ繰り上げ、同項農林(水産)部林務課に関する事項(球磨地域振興局を除く。)の 項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、第 29 号から第33 号までを削り、同項農林部林務課に関する事項(球磨地域振興局に限る。)の 項第1号中「第9号まで並びに第10号」を「第8号まで並びに第9号」に改め、同項同事 項の項第2号を削り、同項農林部森林保全課に関する事項第1号中「第10号」を「第9 号」に、「第11号から第28号まで」を「第10号から第27号まで」に改め、同項土木部土 木総務課に属する事項の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、同項土木部 企画調査課(宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。)、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に属する事項の項第1号中「熊本県 景観条例」を「景観法(以下この号において「法」という。)及び熊本県景観条例」に改め、 同号ア中「条例第9条(条例第14条及び第18条において準用する場合を含む。)の規定に 基づく行為の届出及び行為の変更の届出(条例第 18条」を「法第 16条及び条例第 7条の 規定に基づく行為の届出及び行為の変更の届出(条例第7条第1項第3号及び第2項第3 号」に改め、同号イ中「条例第11条第1項(条例第16条及び第20条において準用する場 合を含む。)の規定に基づき行為の届出者に対し景観形成上必要な指導等(条例第20条の規 定に基づく指導等にあっては、」を「法第16条第3項又は条例第7条第5項の規定に基づ き行為の届出者に対し景観形成上必要な勧告(」に改め、同号ウを削り、同号エ中「第22 条」を「第12条」に改め、同号工を同号ウとし、同号に次のように加える。

- 法第 17 条第 7 項の規定に基づく報告、立入検査、立入調査に関すること。
- 屋外広告物掲出の許可に際しての屋外広告物条例施行規則別表第6の1共通基準 (5) 及び(6) の審査及び指導に関すること。

第7条第2項土木部企画調査課 (宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。)、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に属する事項 の項第8号を次のように改める。

- (8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。 以下この号において「法」という。) に関する事務
 - 法第16条第3項の規定に基づき特定建築物の建築をしようとする者及び特定建築 物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとする者に対し、特定建築物又はそ の建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をするこ と。
 - 法第 17 条第 3 項の規定に基づき特定建築物の計画認定(法第 18 条第 1 項の規定 に基づく計画の変更認定を含む。)をすること。
 - 法第17条第5項の規定に基づき建築計画を建築主事に通知すること。
 - 法第53条第3項の規定に基づき法の施行に必要な報告の徴収、工事現場への立入 検査若しくは質問をすること。
 - 法第53条第4項の規定に基づき認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況につ 報告を求めること。 いて

第 7 条第 2 項土木部企画調査課(宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及 び上益城地域振興局を除く。)、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に属する事項 の項第9号ア中「第4条第1項」を「第7条第1項」に、同号イ中「第4条第2項」を「第7条第2項」に、同号ウ中「第4条第3項」を「第7条第4項」に、同号エ中「第5条第3項」を「第8条第3項」に、「第6条第1項」を「第9条第1項」に改め、同号オ 中「第5条第4項」を「第8条第4項」に、同号カ中「第5条第8項」を「第8条第8項」 に、同号キ中「第7条」を「第8条」に改め、同項同事項の項第15号ア中「第15条」を 「第74条」に、同号イ中「第15条の2第1項」を「第75条第1項」に、同号ウ中「第 15条の2第2項」を「第75条第2項」に、同号エ中「第25条第4項」を「第87条第10 項」に改める。

第7条第4項中「阿蘇地域振興局及び」を削る。

附則第3項を削る。

管理係

保健指導係 別表態本県宇城地域振興局の項中 及び 健康増進係

調査計画係 を削り、同表熊本 農地建設係 農村整備係

県玉名地域振興局、熊本県鹿本地域振興局及び熊本県菊池地域振興局の項中

管理係

振興係 調査計画係 を削り、同表態本県阿蘇地域振興局の項中 を「農畜産振興 草地畜産係 農地建設係

農村整備係

「 管理係 国道係 道路係 調査計画係 係」に改め、 を削り、 県道係 に改め、同表熊本県上益城 治水係 農地建設係 治水係 農村整備係

「 管理係 保健指導係 地域振興局の項中 及び 調査計画係 を削り、同表熊本県八代地域振興局 健康増進係 農村整備係

管理係 管理係 調査計画係 の項中 を削り、同表熊本県芦北地域振興局の項中 調査計画係 を削り、 農地建設係 農村整備係 農村整備係

「 管理係

調查計画係 同表熊本県球磨地域振興局の項中 を削り、同表熊本県天草地域振興局の項 農地建設係 農村整備係

「 管理係 第一係 調査計画係 中 及び を削る。 第二係 農地建設係 農村整備係

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第31号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 先 方 各 地 出

くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

くまもと県民交流館処務規程の一部を改正する訓令

くまもと県民交流館処務規程 (平成 14 年熊本県訓令第 42 号)の一部を次のように改正 する。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関 すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、同条第20号中「使用を許可すること」を「使用の許可及び取ります。 消し等の決定に関すること」に改め、同号を同条第21号とし、同条第18号の次に次の2 号を加える。

(19) 館の休館日を定めること。

(20) 館の開館時間を変更すること。

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第32号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)

地 方 # 先

熊本県人材研修センター設置規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

谷 義 子 熊本県知事 潮

熊本県人材研修センター設置規程

(設置)

- 第1条 職員の育成及び能力開発を推進するため、総務部人事課に人材研修センター(以下「センター」という。)を置く。 (分掌事務)
- 第2条 センターの分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 人材育成に係る調査、企画の立案及び調整に関すること。
 - (2) 職員の研修に関すること。

(職員)

- 第3条 センターに、センター長及び必要な職員を置く。 2 センターに、課長補佐を置くことができる。
- センターに、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

- 第4条 センター長は、総務部人事課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監 督する。
- 課長補佐は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
- 主幹及び参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

(専決及び代決)

- 第 5 条 センターに係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県 訓令甲第29号)第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、人事課長 が専決する。
- 前項の人事課長専決事項について、人事課長が不在のときは、センター長が代決する ことができる。
- 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ人事課長が指定した事 ついては、センター長が専決することができる。 (庶務)
- 第6条 センターの庶務は、総務部人事課において行う。 (雑則)
- この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 第7条

削

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第33号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 先 機 関 出

熊本県財政改革室設置規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 谷 義 子 潮

熊本県財政改革室設置規程

(設置)

第1条 財政改革を推進するため、総務部財政課に財政改革室(以下「室」という。)を 置く。

(分掌事務)

- 第2条 室は、財政改革に係る企画、調整及び推進に関する事務を分掌する。
 - (職員)
- 第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。
- 室に、課長補佐を置くことができる。
- 室に、主幹及び参事を置くことができる。
 - (職務)
- 第4条 室長は、総務部財政課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。
- 課長補佐は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
- 主幹及び参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。 (専決及び代決)
- 第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲 第29号)第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、財政課長が専決 する。
- 前項の財政課長専決事項について、財政課長が不在のときは、室長が代決することが できる。
- 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ財政課長が指定した事 項については、室長が専決することができる。 (庶務)
- 第6条 室の庶務は、総務部財政課において行う。

(雑則)

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 附 則 第7条

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第34号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 各 地 方 出 先 機 関

熊本県地方税徴収特別対策室設置規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地方税徴収特別対策室設置規程

(設置)

- 第1条 個人の県民税の徴収強化を図るため、総務部税務課に地方税徴収特別対策室(以 下「室」という。)を置く。 (分掌事務)
- 第2条 室は、熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)第31条第2項に規定する事 務のうち、次の各号に掲げる事務を分掌する。
 - (1) 市町村に対する援助に関する事務 (総務部税務課で所掌する当該援助に係る企画 及び調整に関する事務を除く。)
 - (2) 課税地を管轄する地域振興局長又は熊本県税事務所長が行う市町村に対する援助 への支援に関する事務

(職員)

- 第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。
- 室に、課長補佐を置くことができる。
- 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

- 第4条 室長は、総務部税務課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。 課長補佐は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
- 主幹及び参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

(専決及び代決)

- 第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲 第 29 号) 第 8 条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、税務課長が専決 する。
- 前項の課長専決事項について、税務課長が不在のときは、室長が代決することができ
- 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ税務課長が指定した事 項については、室長が専決することができる。 (庶務)
- 第6条 室の庶務は、総務部税務課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第35号

センター) 本庁各部(局)課(総室・室・ 機 各 地 方 出 先

熊本県消費生活センター設置規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県消費生活センター設置規程

(設置)

- 第1条 消費生活に係る施策を推進するため、環境生活部食の安全・消費生活課に消費生活センター(以下「センター」という。)を置く。 (分掌事務)
- 第 2 条 センターの分掌事務は、次のとおりとする。 (1)消費者行政及び物価に関すること。

 - (2)消費生活協同組合に関すること。
 - (3) 家庭用品品質表示法 (昭和37年法律第104号) の施行に関すること。
 - (4) 不当景品類及び不当表示の防止に関すること。
 - (5) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)の施行に関すること。
 - (6)消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)の施行に関すること。
 - (7)特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)の施行に関すること。
 - (8) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成4年法律第53号)の施行 に関すること。
 - (9) 熊本県消費生活条例(昭和52年熊本県条例第51号)の施行に関すること。
 - (10) 金融分野における消費者教育の推進に関すること。
 - (11) 国民生活安定緊急措置法 (昭和 48 年法律第 121 号) の施行に関すること。
 - (12) 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48 年法律第48号)の施行に関すること。
 - (13) 生活物資のあっせんその他生活物資の価格、受給等の安定に関すること。
 - (14) 消費生活に係る相談及び消費者苦情の処理に関すること。
 - (15) 前号に係る不当な取引行為の適正化に関すること。
 - (16) 消費生活に係る商品の試験、検査等に関すること。
 - (17) 消費生活に係る資料の展示、情報の提供及び講習会の開催に関すること。 (職員)
- 第3条 センターに、センター長及び必要な職員を置く。
- センターに、課長補佐を置くことができる。
- センターに、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

- 第4条 センター長は、食の安全・消費生活課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員 を指揮監督する。
- 課長補佐は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
- 主幹及び参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

(専決及び代決)

- 第5条 センターに係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県 訓令甲第29号)第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、食の安 全・消費生活課長が専決する。
- 前項の食の安全・消費生活課長専決事項について、食の安全・消費生活課長が不在の ときは、センター長が代決することができる。
- 第1項の規定にかかわらず、食の安全・消費生活課長専決事項のうち、あらかじめ食の 安全・消費生活課長が指定した事項については、センター長が専決することができる。 (庶務)
- 第6条 センターの庶務は、環境生活部食の安全・消費生活課において行う。 (雑則)
- この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第36号

本庁各部(局)課(総室・室・センター) 先 機 地 出 関 各 方

熊本県農業技術支援室設置規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県農業技術支援室設置規程

(設置)

- 農業普及指導業務を総合的に支援するため、農林水産部農業技術課に農業技術支 第1条 援室(以下「室」という。)を置く。 (分掌事務)
- 第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1)農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第12条第2項各号に掲げる事務に関

すること

- (2) 普及指導員の研修の実施に関すること。
- (3) 研究開発された新技術の確立及び農業者等への技術移転に関すること。
- (4)農業災害及び病害虫発生時における被害軽減のための技術対策に関すること。 (職員)
- 第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。
- 室に、課長補佐を置くことができる。 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

- 室長は、農林水産部農業技術課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮 第4条 監督する。
- 課長補佐は、上司の命を受け、担任事務を処理する。
- 主幹及び参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。 (専決及び代決)
- 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲 第29号)第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、農業技術課長が 専決する。
- 前項の農業技術課長専決事項について、農業技術課長が不在のときは、室長が代決す ることができる。
- 第1項の規定にかかわらず、農業技術課長専決事項のうち、あらかじめ農業技術課長 が指定した事項については、室長が専決することができる。 (庶務)
- 第6条 室の庶務は、農林水産部農業技術課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第37号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)

各 先 地 方 出

庶務事務の集中処理等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

潮 熊本県知事 谷 義 子

庶務事務の集中処理等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部改正)

第1条 熊本県保健環境科学研究所処務規程 (昭和29年熊本県訓令第1001号)の一部を 次のように改正する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中 「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第5 号とし、同条中第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第13号中「第8号か ら第10号まで」を「第7号から第9号まで」に改め、同号を同条第12号とし、同条中 第 14 号から第 21 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(熊本県立保育大学校処務規程の一部改正)

第 2 条 熊本県立保育大学校処務規程(昭和30年熊本県訓令第427号)の一部を次のよう に改正する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号か ら第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条中第 13 号から第 22 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(熊本県港管理事務所処務規程の一部改正)

熊本県港管理事務所処務規程(昭和30年熊本県訓令第605号)の一部を次のよう 第 3 条 に改正する。

第4条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中 「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第5 号とし、同条中第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 12 号中「第 7 号か ら第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条中第 13 号から第 22 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

(熊本県立清水が丘学園処務規程の一部改正)

第4条 熊本県立清水が丘学園処務規程(昭和31年熊本県訓令第1233号)の一部を次の ように改正する。

第 6 条 中 第 4 号 を 削 り 、 第 5 号 を 第 4 号 と し 、 第 6 号 を 第 5 号 と し 、 同 条 第 7 号 中 「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第6 号とし、同条中第8号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部改正)

第 5 条 熊本県家畜保健衛生所処務規程(昭和 31 年熊本県訓令第 433 号)の一部を次のよ

うに改正する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県立職業能力開発校処務規程の一部改正)

第6条 熊本県立職業能力開発校処務規程(昭和33年熊本県訓令甲第33号)の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「前4号及び第21号から第24号まで」を「第12号から前号まで及び第20号から第23号まで」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第19号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県林業研究指導所処務規程の一部改正)

第7条 熊本県林業研究指導所処務規程 (昭和36年熊本県訓令甲第34号) の一部を次のように改正する。

第6条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第8号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県消防学校処務規程の一部改正)

第8条 熊本県消防学校処務規程 (昭和38年熊本県訓令甲第46号) の一部を次のように 改正する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県大阪事務所処務規程の一部改正)

第9条 熊本県大阪事務所処務規程(昭和40年熊本県訓令甲第12号)の一部を次のよう に改正する。

第 5 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 6 号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条中第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 12 号中「第 7 号から第 9 号まで」を「第 6 号から第 8 号まで」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条中第 13 号を第 12 号とし、第 14 号を第 13 号とする。

(熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部改正)

第 10 条 熊本県精神保健福祉センター処務規程(昭和 47 年熊本県訓令第 86 号)の一部を 次のように改正する。

第5条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第8号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県ダム管理所処務規程の一部改正)

第 11 条 熊本県ダム管理所処務規程(昭和 48 年熊本県訓令第 67 号)の一部を次のように 改正する。

第6条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同項第5号とし、同項中第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同項第14号中「第9号から第11号まで」を「第8号から第10号まで」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第15号を第14号とする。

(熊本県自動車税事務所処務規程の一部改正)

第12条 熊本県自動車税事務所処務規程(昭和49年熊本県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県立農業大学校処務規程の一部改正)

第13条 熊本県立農業大学校処務規程(昭和58年熊本県訓令第9号)の一部を次のよう に改正する。

第6条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同項第5号とし、同項中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第13号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県農業研究センター処務規程の一部改正)

第 14 条 熊本県農業研究センター処務規程(平成元年熊本県訓令第 23 号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項第7号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同項第6号とし、同項中第8号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県水産研究センター処務規程の一部改正)

第 15 条 熊本県水産研究センター処務規程(平成 2 年熊本県訓令第 23 号)の一部を次のように改正する。

第6条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項第7号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同項第6号とし、同項中第8号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県漁業取締事務所処務規程の一部改正)

第 16 条 熊本県漁業取締事務所処務規程(平成 9 年熊本県訓令第 38 号)の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第8号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県福岡事務所処務規程の一部改正)

第 17 条 熊本県福岡事務所処務規程(平成 11 年熊本県訓令第 20 号)の一部を次のように 改正する。

第5条第3号を次のように改める。

(3) あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関すること(分限及び懲戒による場合を除く。)。 (熊本県天草空港管理事務所処務規程の一部改正)

第 18 条 熊本県天草空港管理事務所処務規程(平成 11 年熊本県訓令第 23 号)の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同条第24号中「第18号」を「第17号」に改め、同号を同条第23号とし、同条中第25号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県熊本土木事務所処務規程の一部改正)

第 19 条 熊本県熊本土木事務所処務規程(平成 12 年熊本県訓令第 36 号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項総務課に属する事項の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項同事項の項第4号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同項同事項の項第3号とし、同項同事項の項中第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本県環境センター処務規程の一部改正)

第20条 熊本県環境センター処務規程(平成18年熊本県訓令第31号)の一部を次のよう に改正する。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「関すること」の次に「(分限及び懲戒による場合を除く。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「第13号」を「第12号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第19号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県訓令第38号

本庁各部 (局) 課(総室・室・センター) 機 地 方 出 先 関 出 納 局 教 課 育 庁 各 人監 事 局 員 会 事 務 事 査 委 員 局 務 警 察 部 本 労 委 事 局 員 務 会 事 議 局

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する規程の一部改正)

第 1 条 熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する規程(昭和 23 年熊本県訓令第 17 号) の一部を次のように改正する。

第2条中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条の表中「出納長」を「会計管理者」 に改める。

(熊本県職員服務規程の一部改正)

第 2 条 熊本県職員服務規程(昭和 31 年熊本県訓令第 1984 号の 2)の一部を次のように 改正する。

第2条第2号の表中「出納長」を「会計管理者」に改める。

(熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部改正)

第3条 熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令(昭和60年熊本県訓 令第2号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第13号様式中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記第4号様式、別記第5号様式、別記第8号様式、別記第9号様式、別記第10号様 式、別記第18号様式、別記第22号様式、別記第24号様式、別記第25号様式、別記第 26 号様式、別記第27 号様式、別記第28 号様式、別記第29 号様式、別記第30 号様式及 び別記第35号様式中「熊本県出納長」を「熊本県会計管理者」に改める。

(熊本県公有財産取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式等を定める訓令の一部改正)

第4条 熊本県公有財産取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式等を定める訓令(昭和61 年熊本県訓令第5号)の一部を次のように改正する。 別記第7号様式、別記第9号様式、別記第10号様式及び別記第11号様式中「殿」を「様」

に改め、別記第12号様式、別記第13号様式、別記第14号様式及び別記第15号様式中 「殿」を「様」に、「熊本県出納長」を「熊本県会計管理者」に改める。

附 則

- この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正を して使用することができる。

告 示

熊本県告示第280号の2

熊本県収納代理金融機関(日本郵政公社に限る。)事務取扱要領の一部を改正する要領 を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮

熊本県収納代理金融機関(日本郵政公社に限る。)事務取扱要領の一部を改正する

熊本県収納代理金融機関(日本郵政公社に限る。)事務取扱要領(平成 10 年熊本県告示 第168号)の一部を次のように改正する。

題名中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行」に改める。 第1条中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成17年法律第97号) 第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。)」に改める。

第2条第1項第4号を削り、同項に次の2号を加える。

- (4) 窓口収納 収納代理金融機関の窓口において現金又は証券により収納する方法を いう。
- (5) 口座振替 収納代理金融機関が取扱う自動払込みにより収納する方法をいう。
- 第3条第2項中「歳入徴収者からの口座振替に関する通知書」を「納税通知書、納入通 知書、納付書その他の納入に関する書類(以下「納税通知書等」という。)」に改める。

第4条中「県営住宅使用料」を「窓口収納による県税、母子寡婦福祉資金貸付金償還金 及び児童保護費負担金並びに口座振替による県営住宅使用料」に改める。

第6条の見出しを「(振替口座等)」に改め、同条中「郵便振替口座」を「振替口座」に

第 12 条中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条を第 17 条とする。

第11条中「収納取りまとめ店」を「収納代理金融機関」に改め、同条を第16条とする。 第10条中「日計払込書等」を「集計払込書等」に、「収納金日計領収書」を「収納金日

計 (集計) 領収書」に改め、同条を第 15 条とする。 第 9 条第 1 項中「前条第 3 項」を「自店の収納金及び前条第 2 項」に、「通知」を「送 付」に、「収納金日計表(別記第3号様式)、収納金日計払込書(別記第4号様式)及び収納金日計領収書(別記第5号様式)」を「収納金日計(集計)表、収納金日計(集計)払込書及び収納金日計(集計)領収書(別記第6号様式)」に改め、同条第2項中「収納金 日計払込書及び収納金日計領収書(以下「日計払込書等」という。)」を「収納金日計(集計)払込書及び収納金日計(集計)領収書(以下「集計払込書等」という。)」に、「3営業日の13時」を「5営業日の正午」に、「日計払込書等」を「集計払込書等」に、「収納 金」を「収納金及び納税通知書等」に改め、同項に次のただし書を加え、同条を第13条と する。

ただし、口座振替によるものは収納日から起算して3営業日の13時までに、当該集計 払込書等並びに当該集計払込書等に係る収納金を資金決済店に送付しなければならない。 第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(証券による収納金の取扱い)

第14条 証券による納付をした場合(証券による納付金額が収納金額の一部である場合を 含む。)においては、当該証券を現金化した後、前2条に規定する処理をしなければな らない。

第8条の見出しを「(口座振替による納付)」に改め、同条第1項及び第2項中「収納 店」を「収納取りまとめ店」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。 (収納店の事務)

- 第12条 収納店は、収納日ごとに収納の件数及び金額を集計のうえ、収納金日計(集計)表 (別記第4号様式)及び収納金日計(集計)払込書(別記第5号様式)を作成しなけれ ばならない。ただし、県外の収納店にあっては、収納金日計 (集計)表及び収納金日計 (集計) 払込書の作成を、当該収納店の収納取りまとめ店に行わせることができる。
- 収納店(収納取りまとめ店であるものを除く。)は、前項の規定により収納金日計(集 計)表及び収納金日計(集計)払込書を作成したときは、当該払込書並びに当該払込書 に係る収納金及び納税通知書等を収納取りまとめ店に送付しなければならない。 第7条の次に次の3条を加える。

(現金による収納)

第8条 収納店は、納入者から納税通知書等を添えて現金の納付を受けたときは、これを 収納し、当該納税通知書等の各片に領収印を押印し、領収書を当該納入者に交付しなけ ればならない。

(証券による収納)

第9条 収納店は、納入者から納税通知書等を添えて証券(地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号)第156条及び会計規則第24条に規定するものに限る。)により納付を受け たときは、前条の規定に準じて収納の手続をするとともに、当該納税通知書等の各片に 「証券受領」と表示しなければならない。

(証券について支払の拒絶があった場合の処理)

- 収納店は、納入者から納付を受けた証券について支払の拒絶があったときは、次 に掲げる処理をしなければならない。
 - (1)納付に係る証券について支払の拒絶があった旨を書面により納入者に通知するこ
 - (2) 支払の拒絶があった証券は、当該証券を収納した際に交付した領収書と引換えに納入者に還付すること。この場合においては、納入者から受領書を徴すること。 (3) 証券支払拒絶報告書(別記第3号様式)を作成し、これに納税通知書等を添えて
 - 会計管理者に送付すること。

別表収納取りまとめ店の欄中「熊本中央郵便局」を「福岡貯金事務センター」に改め、同表収納店の欄中「福岡貯金事務センター」を「九州内(沖縄県を除く。)の株式会社ゆ うちょ銀行の店舗及び株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理業に係る業務の委託契約を締結し た郵便局株式会社の営業所(郵便局株式会社が業務を再委託した者の施設を含む。(以下 「郵便局」という。))とする。ただし、県民税利子割の特別徴収に係る窓口収納について は、全国の株式会社ゆうちよ銀行の店舗及び郵便局とする。」に改める。

別記第5号様式中「収納金日計領収書」を「収納金日計(集計)領収書」に、

熊本県指定金融機関 熊本県収納代理金融機関 取 扱 印 株式会社肥後銀行 (名 称) 様 (名 称) 様 (福岡貯金事務センター収納分) を「熊本県指定金融機関 熊本県収納代理金融機関 領収印 株式会社肥後銀行 称) 様 (名 称) 熊本県収納代理金融機関 (名 称) に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第4号様式中「収納金日計払込書」を「収納金日計(集計)払込書」に、

熊本県指定金融機関

熊本県収納代理金融機関

称)

株式会 (名	社肥後針	退行 称)	様	(名

取扱印

(福岡貯金事務センター収納分)

を「

熊本県指定金融機関 株式会社肥後銀行 (名 称)様 熊本県収納代理金融機関 (名 称)様 熊本県収納代理金融機関 (名 称)

取扱印

に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第3号様式中「収納金日計表」を「収納金日計(集計)表」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える 別記第3号様式

証券支払拒絶報告書

年度	変 及び会計名		年度	会計
彩	1 目 名	款	項	目
		節	細節	
納入者	皆 住所			
	氏名			
納税通	i知書番号			
納入	、金 額			
	種 類			
証券	記号及び番号			
証分 [券 面 額			
	発 券 者			
受 領	年 月 日			
支払指	延絶の理由			

先に納付のあった上記の証券について、支払の拒絶があったので納税通知書を添えて報告します。

熊本県会計管理者 様

年 月 日

熊本県収納代理金融機関名 名 の氏名 印

附則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に存する改正前の熊本県収納代理金融機関(日本郵政公社に限る。)事務取扱要領に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

熊本県告示第280号の3

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。 平成20年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領(昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11)の一部を 次のように改正する

第11条第3号及び第20条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記第3号様式中「熊本県出納長」を「熊本県会計管理者」に改める。

則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県告示第 280 号の 4

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 谷 義 子 潮

熊本県指定金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県指定金融機関事務取扱要領(昭和60年熊本県告示第271号の10)の一部を次の ように改正する。

本則中「出納長」を「会計管理者」に改める。

本則中「出納長等」を「会計管理者等」に改める。

第 13 条見出し中「日本郵政公社」を「郵便貯金銀行」に改め、同条中「日本郵政公社」 を「郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成 17 年法律第 97 号)第 94 条に規定する郵便貯金銀 行をいう。以下同じ。)」に改める。

第 14 条見出し中「郵便局」を「郵便貯金銀行」に改め、同条中「取りまとめ郵便局」を 「福岡貯金事務センター」に、「郵便振替公金払込高通知書及び領収済通知書等の送付を受け、かつ、福岡貯金事務センターから郵便振替受払通知票」を「振替公金払込高通知書、 領収済通知書等及び振替受払高通知票」に改める。

第31条第2項第1号中「銀行送金」の次に「(郵便貯金銀行を除く。)」を加え、同項第 2号中「郵便振替」を「振替(郵便貯金銀行に限る。)」に、「債権者の最寄りの郵便局」 を「郵便貯金銀行の営業所及び郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業(銀行法(昭和 56年法律第59号)第2条第14項に規定する銀行代理業をいう。)を営む郵便局(郵便局 株式会社法(平成 17 年法律第 100 号)第2条第2項に規定する郵便局をいう。)」に、「郵 便振替事務」を「振替事務」に改める。

別記第3号様式、別記第6号様式、別記第7号様式、別記第8号様式、別記第9号様式、別記第11号様式、別記第12号様式、別記第13号様式、別記第14号様式、別記第16号様 式、別記第 17 号様式、別記第 18 号様式、別記第 19 号様式及び別記第 20 号様式中「熊本 県出納長」を「熊本県会計管理者」に改める。

附

- この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- この要領の施行の際現に存する改正前の熊本県指定金融機関事務取扱要領に規定する 様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

登載依頼

熊本県公営企業管理規程第4号

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程

熊本県企業局会計規程(昭和39年電気事業管理規程第2号)の一部を次のように改正す

第79条第2項中「次の各号の一に」を「一般競争入札に参加しようとする者が次の各号 のいずれかに」に、「者をその事実があった後2年間」を「ときは、その者について3年 以内の期間を定めて」に改め、同項第1号中「した者」を「したとき。」に改め、同項第 2号中「妨げた者」を「妨げたとき」に、「連合した者」を「連合したとき。」に改め、同項第3号及び第4号中「妨げた者」を「妨げたとき。」に改め、同項第5号中「履行しな かった者」を「履行しなかったとき。」に改め、同項第6号中「前各号の一に該当する事 実があった後2年を経過しない者を」を「この項(この号を除く。)の規定により一般競 争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は」に、「使用した者」を「使 用したとき。」に改める。 第80条第7項第2号中「(公社、公団を含む。)」を削る。

第90条中「にこれを」を「について」に改める。 第95条第5項第2号中「保険会社と」を「保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決 算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指 定する金融機関と」に改め、同項第3号中「(公社、公団を含む。)」を削り、同項第9号中「おそれがないとき。」を「おそれがないと認められるとき。」に改める。

別表第1 (第8条関係) の電気事業予算科目の資本的支出の表中

平成 20 年 3 月 31	日 月曜	熊 本	県 公	報	号外	第13号の2 3
Γ	補助金返還金	企業局	一般会	i助金返還金 計補助金返還金 L補助金返還金	<i>y</i> .c.	
を を	予備費	企業局				
	補助金返還金	企業局	一般会	i助金返還金 計補助金返還金 .補助金返還金		
	リース債務償還金 予備費	企業局企業局		債務償還金		
に改める。 別表第2(第 発電設備 (何	58条関係)の電)発電所又は発信	気事業会計 電総合管理	勘定科目(所の項中	の固定資産の 備品	表の有形[工具 器具諸備品 諸車	を
「 備品	工具 器具諸備品 諸車	に改	め、有形固	定資産 業利	务設備 企	:業局の項中
「 備品	工具 器具諸備品 諸車	「 を 「 備品 リーン	器	具 具諸備品 車 」	に改め、石	有形固定資産
風力発電設備	(何)発電所又	は発電総合	管理所の項	(中「 備品	工具 器具	具諸備品
「 備品	工具 器具諸備品 諸車	に改め、石	有形固定資	産 建設仮勘	定 (何)	建設工事口の
項中「 備品	工具器備品諸車		備品 リース資産	工具 器具諸備品 諸車	に改る	め、有形固定資
産 建設仮勘定	艺 (何)建設工事		固定資産のリ	 頁中「 その他類 固定資源		「 その他無形 固定資産 リース資産 」
に改め、有形固	固定資産 建設仮	勘定 (何)建設工事	耳口 仮設備の)項中「 (備品
工具 器具諸備品 諸車	を「 備品 	工具 器具諸備 諸車		か、有形固定	資産 建認	设仮勘定 (何)

建設準備口 仮設備の項中「 備品
リース資産
め、有形固定資産 附帯事業固定資産 (何)発電所又は発電総合管理所の項中
リース資産
電設備 (何)発電所又は発電総合管理所の項中「 その他無形 を「 その他無形 に改め 固定資産 固定資産 リース資産
無形固定資産 業務設備 企業局の項中「 その他無形 を「 その他無形 に改め、無形 固定資産 固定資産
リース資産
固定資産 風力発電設備 (何)発電所又は発電総合管理所の項中「 その他無形 を 固定資産 」
「 その他無形 に改め、無形固定資産 附帯事業固定資産 (何)発電所又は発電総合管
固定資産
リース資産 」
 理所の項中「 その他無形 を「 その他無形 に定める。
固定資産
リース資産
別表第2(第8条関係)の電気事業会計勘定科目の固定負債の表中
引当金 退職給与引当金 企業局
修繕準備引当金 企業局
その他固定負債 雑固定負債 企業局
- を
「 引当金 退職給与引当金 企業局
修繕準備引当金 企業局
リース債務 リース債務 企業局
その他固定負債 雑固定負債 企業局
に改める。
に以める。 別表第2(第8条関係)の電気事業会計勘定科目の流動負債の表中
「 引当金 修繕準備引当金 企業局
その他流動負債 雑流動負債 企業局 預り担保有価証券
E
引当金 修繕準備引当金 企業局
リース債務 リース債務 企業局
その他流動負債 雑流動負債 企業局 預り担保有価証券
- に改める。
附 則
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。